委託業務の総合評価落札方式（試行）のガイドライン

1　総合評価落札方式（試行）の概要

川崎市財政局契約課における総合評価落札方式による入札は、工事について平成 22 年 7 月の本格実施から予定価格 1 億 5 千万円（建築は 3 億円）以上で実施されてきたところですが、業務委託の一部案件についても、当該方式よる入札を試行実施することとしました。

業務委託における総合評価落札方式は単に入札価格だけでなく当該業務に必要な履行能力や業務内容等を適正に評価し、業務委託の一層の品質確保を図ることを目的としています。

以下、工事の方式等を参考にしながら、試行実施に必要な事項について定めます。

なお、総合評価落札方式で実施する案件は公告等でお知らせします。

2　川崎市の総合評価落札方式

(1) 落札者の決定

落札者決定までは以下のとおりです。

先ず、大きく 3 点で分類した「①企業の技術的能力」、「②企業の地域性・社会性」、「③当該業務の評価項目」を評価（技術評価点）します。次に、入札を執行し、技術評価点を入札価格で除した総合評価点を算出します。落札者は総合評価点が高い順に決定します。

なお、具体的な評価項目及び配点等は「総合評価落札方式入札評価項目表」を参照してください。

①企業の技術的能力⇒業務実績、ISO9001 認証取得等
②企業の地域性・社会性⇒本社が市内、障害者雇用等
③当該業務の内容評価⇒業務特性に応じた評価項目

→ 技術評価点（①～③発注課等で評価）

④入札の執行（総合評価点の算出）⇒（低入札価格調査）⇒落札者の決定（④は契約課）

(2) 落札者の決定方法

総合評価点の算出方法は、次の式のとおりです。

総合評価点 ＝ 技術評価点 ÷ 入札価格 × 100,000,000

※ 総合評価点は、小数点第５位以下切捨てとします。

なお、最も高い者が複数いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

(3) 入札書等の提出（評価項目算定資料の提出）

入札参加希望者は、資格確認通知書の送付後に次の書類を、「入札書等提出期限」までに**電子入札とは別に**郵送又は持参してください。

(4) 中立かつ公正な審査・評価の確保

ア総合評価審査員の意見聴取

落札者決定基準を策定しようとする場合は、地方自治法により 2 人以上の学識経験者からの意見を聞くことになります。また、落札者を決定しようとする時は学識経験者から意見等を聞く場合があります。

なお、学識経験者は発注課等で選定します。

イ落札結果の公表

落札者が決定したときは、当該落札者及び入札参加者へメール等により結果を通知するとともに、川崎市ホームページ等にも公表します。また、公表後、各入札者が自らの評価点（価格以外の技術評価点に限る）に疑義がある場合、公表があった日から起算して2日以内に、市に照会（第4号様式）することができます。

⑸低入札価格調査の設定

ア落札決定の保留

低入札価格調査未満の入札で総合評価点が一番高い者は、調査終了まで落札決定は保留（落札候補者）になります。

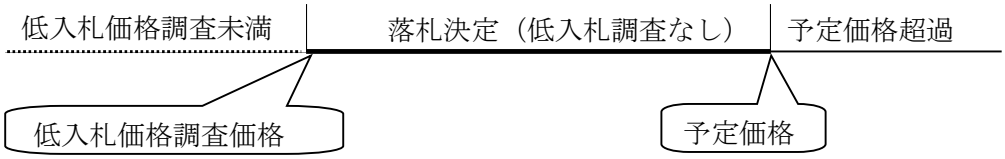
イ調査方法

契約課と発注課等で構成された「業務委託低入札価格調査委員会」において、落札候補者の意見聴取等を行い、落札の可否について総合的に判断します。

なお、当該委員会で否の判断の場合、次に点数の高い者が落札（候補）者になります。

ウ設定方法

低入札価格調査の価格設定は委託の最低制限価格の設定基準を準用します。



⑹提出した内容等が履行できなかった場合の対応について

提出した評価項目資料に虚偽記載等明らかに悪質な行為があったと認められる場合には、川崎市競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を講じることになります。

⑺主なスケジュール

項　目	備　考
①　入札公告・申込開始	確認通知後②に進みます。
②　入札等提出期限	電子入札、ただし評価項目資料は郵送又は持参。
③　入札書の開札、総合評価点の算出	
④　落札者の決定・通知	低入札価格調査の場合、⑤まで日数を要します。
⑤　契約締結	

※公告で具体的な日程等を公表します。